

時代区分 III (2)-③許可の対象に尖閣諸島を含めていたことを示す資料

南小島、北小島のリン鉱試掘願を不許可とする公示

No.25 鉱業事項試掘不許可(北小島、南小島)

報H26/P14 1922年(大正11年)6月6日

資料概要

『官報』に記載された鉱業に関する資料。尖閣諸島の北小島と南小島における「燐」の試掘願が出されたが、両島には既に燐鉱区として試掘権が登録されており、重複に当たるとして不許可となった。

内容見本

鉱業事項

試掘不許可(略)

沖繩県八重山郡石垣村字登野城附属北小島 八四、二三五 燐

沖繩県宮古郡平良村 (略) 外一人 六、二九

事由 沖繩県試掘権登録第二四五号燐鉱区ト全部重複ニ付不許可

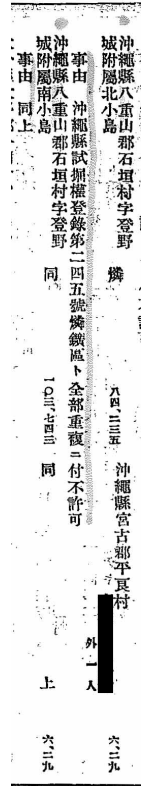
沖繩県八重山郡石垣村字登野城附属南小島 一〇三、七四三 同

同上 六、二九

事由 同上

作成年月日	1922年(大正11年)6月6日
編著者	農商務省
発行者	大蔵省印刷局
収録誌	官報 1922年06月06日
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	沖繩県公文書館
利用方法	沖繩県公文書館で手続きを行う

所蔵:沖繩県公文書館



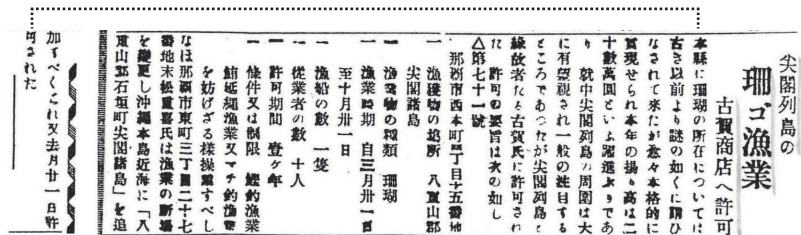
No.26 尖閣列島の珊瑚漁業 古賀商店へ許可

報H27/P15 1935年(昭和10年)7月3日付先島朝日新聞記事

尖閣諸島における珊瑚漁業が許可されたことを報じる記事

資料概要

八重山の地元紙『先島朝日新聞』が報じた記事。1935年(昭和10年)、沖繩県下で珊瑚漁業が実施されることになり、操業漁場を八重山郡尖閣諸島として申請した古賀氏に漁業許可が下りたことを報じている。



所蔵:石垣市立図書館

内容見本

本県に珊瑚の所在については古き以前より謎の如くに謂ひなされて来たが愈々本格的に実現せられ本年の揚り高は二十数万円といふ躍進ぶりであり 就中尖閣列島の周囲は大に有望視され一般の注目するところであったが尖閣列島と縁故者たる古賀氏に許可された 許可の要旨は次の如し

△第七十一号(略)

- 一 漁獲物の場所 八重山郡 尖閣諸島
- 一 漁獲物の種類 珊瑚

- 一 漁業時期 自三月卅一日 至十月卅一日
 - 一 漁船の数 一隻
 - 一 従業者の数 十人
 - 一 許可期間 壹カ年
 - 一 条件又は制限 鯉釣漁業鮪延縄漁業又マチ釣漁業を妨げざる様操業すべし
- なほ(略)は漁業の所場を変更し沖繩本島近海に「八重山郡石垣町尖閣諸島」を追加すべくこれ又去月二十一日許可された

作成年月日	1935年(昭和10年)7月3日
編著者	-
発行者	先島朝日新聞社
収録誌	先島朝日新聞
言語	日本語
媒体種別	紙(マイクロ複製本)
公開有無	有
所蔵機関	石垣市立図書館
利用方法	石垣市立図書館で利用手続きを行う